

第6章

ウクライナの経済特区をめぐる紆余曲折

ロシアNIS経済研究所 次長
服部 倫卓

はじめに

「ウクライナには、かつては経済特区が存在したが、2004年のオレンジ革命の結果成立した政権の下で、それらは廃止されてしまった。」これが、一般に流布している認識ではないだろうか。ウクライナ事情にかなりお詳しい方でも、そのように理解なさっている場合が多いと思う。

しかし、実はその理解は、必ずしも正確ではない。ウクライナの経済特区は存続しているし、入居企業は引き続き特典を受けているし、特区では投資活動も続けられているのである。それを裏付けるように、ウクライナ統計国家委員会は『ウクライナの特別（自由）経済区および優先開発地域の投資プロジェクトへの投資の流入と実施』と題する統計集を、今でも定期的に刊行している（Derzhkomstat (2009)）。

ウクライナの経済特区をめぐる経緯は複雑怪奇であり、全容解明は容易ではないが、本稿ではその事実関係を可能な範囲内で整理するとともに、上掲の統計資料等を利用しつつウクライナ特区の実像をデータ面からも把握することを試みる。

もともとの特区制度の概要

ウクライナでは、1990年代の終盤から2000年にかけて（つまりクチマ元大統領の時代ということになる）、「特別（自由）経済区（SEZ）」および「優先開発地域（DPA）」と称する特区が多数設立された。以下本稿ではそれらを総称して、単に「（経済）特区」と呼ぶことにする。特区全般に関する基本法に加え、それぞれの特区創設に関する法律が個別に制定された。最終的に、SEZは11箇所、DPAは9箇所に設立された。その一覧は、表1のとおりである。特区の配置は、図1に示されている。

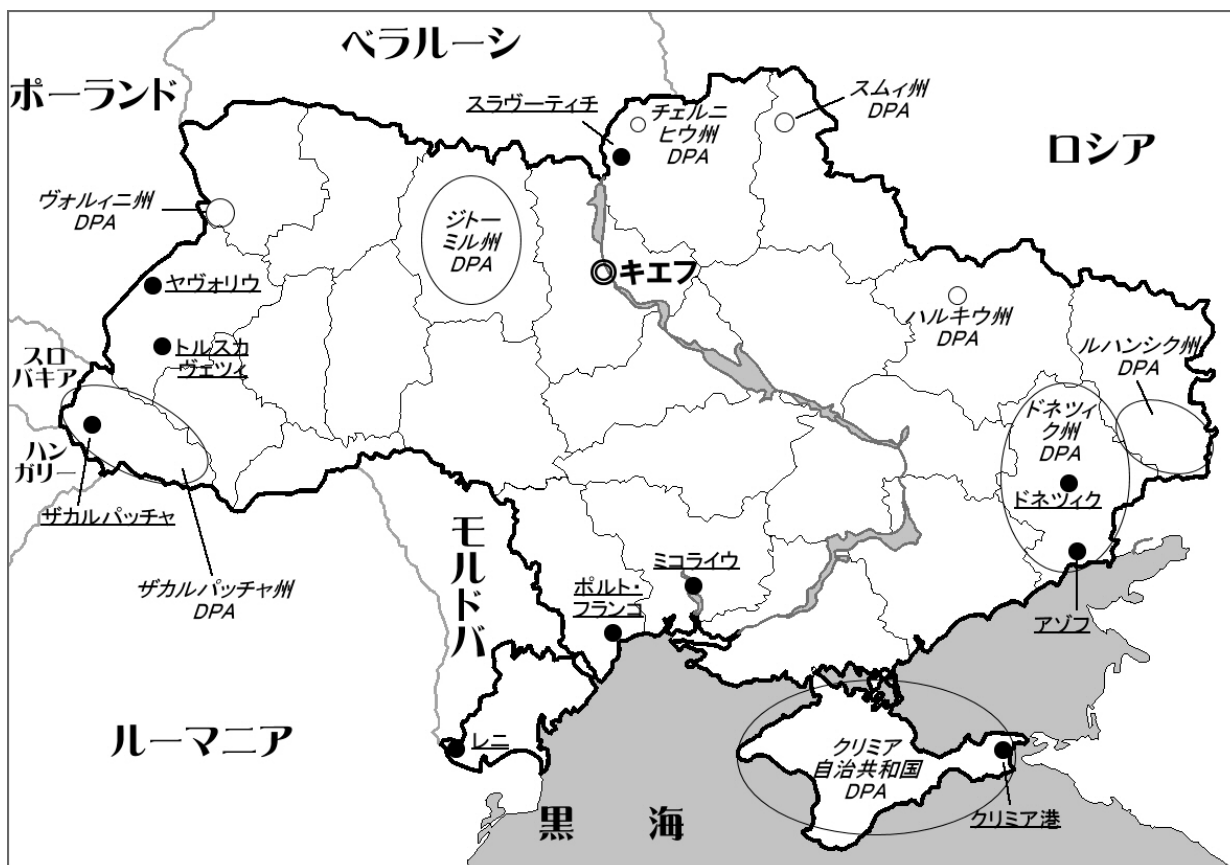
ただし、ヴォルィニ州コヴェリ市に設立された「インテルポルト・コヴェリ」という特区があったのだが、最新の資料には同特区は掲載されておらず、SEZの数は全部で10となっている（Derzhkomstat (2009)）。報道によれば、2006年1月1日現在で、インテルポルト・コヴェリでは投資プロジェクトが1件も実施されていなかったそうなので¹、同特区はその後廃止されたものと考えられる。したがって、同特区は現在すでに存在しないものと判断し、表1および図1には掲載していない。

表1 ウクライナの経済特区の一覧

特別(自由)経済区							
特区名	所在地	面積 (ha)	稼動年月日	存続期間	優先分野	想定投資導入額 (100万ドル)	想定される雇用維持・創出効果 (1,000人)
特別経済区「クリミア港」	クリミア自治共和国 ケルチ市	27	2000.1.1	30年	トランジット貨物の処理・保管・仕分け、運輸・荷役業	150	1.5
特別経済区「アゾフ」	ドネツィク州 マリウポリ市	315	1998.7.21	60年	荷役・倉庫、運輸サービス、生産分野の発展	400	10
特別経済区「ドネツィク」	ドネツィク州 ドネツィク市	466	1998.7.21	60年	機械・設備、電子機器、新素材・新生産システムのイノベーションプロジェクト	500	10
特別経済区「ザカルパッチャ」	ザカルパッチャ州 ウシホロド地区および ムカチェヴェ地区	737	1999.1.9	30年	運輸・荷役、通関サービス、トランジット貨物の処理・保管、それらに関連した金融サービス	1,300	10
特別経済区「スラヴーティチ」	キエフ州 スラヴーティチ市	2,000	1998.6.30	21.5年	新技術、インフラ管理・開発の市場的手法の導入、天然資源・労働資源の利用改善	118	2.4
特別経済区「クロルトボリス・トルスカヴェツィ」	リヴィウ州 トルスカヴェツィ市	774	2000.1.1	20年	療養施設経営、天然水の生産、保養および医療研究	100	14.5
特別経済区「ヤヴォリウ」	リヴィウ州 ヤヴォリウ地区	11.6万	1999.2.17	21年	イノベーション・プロジェクト、炭化水素資源の採掘、食品産業、軽工業、木材加工、機械設備、建設、運輸	277	7
特別経済区「ミコライウ」	ミコライウ州 ミコライウ市	865	2000.1.1	30年	機械・設備、造船、木材加工、産業ガス、プラスチック加工、建設、電力、通信	650	33
特別(自由)経済区「ポルト・フランコ」	オデッサ州 オデッサ市	32	2000.1.1	25年	トランジット貨物の処理・保管・仕分け、運輸・荷役業	78	0.3
特別経済区「レニ」	オデッサ州 レニ市	94	2000.5.17	30年	トランジット貨物の処理・保管・仕分け、運輸・荷役業	58	2.6
優先開発地域							
対象自治体		面積 (ha)	稼動年月日	存続期間	優先分野	想定投資導入額 (100万ドル)	想定される雇用維持・創出効果 (1,000人)
クリミア自治共和国		...	2000.1.1	30年	保健・療養サービス、ホテル、林業、漁業、農業、鉱業、食品・農産物加工、繊維・縫製、化学、機械・設備、科学技術、電力、ガス、水、建設、運輸	850	28
ヴォルニニ州		1,700	2000.1.1	30年	鉱業、食品、繊維・縫製、木材加工、化学、機械、電力、ガス、水、建設、通信	47	3.6
ドネツィク州		...	1998.7.21	30年	農業、漁業、鉱業、食品・農産物加工、繊維・縫製、木材加工、紙パルプ、化学、冶金・金属加工、機械・設備、家具、発電、ガス、水道、建設、ホテル、運輸、科学技術、地質探査、教育、保健	7,750	100
ジトーミル州		...	2000.1.1	30年	農業、鉱業、食品産業、木材加工、紙パルプ、化学、その他の非金属鉱物加工、機械、建設	140	28
ザカルパッチャ州		128万	1999.1.29	15年	農業、鉱業、食品・農産物加工、繊維・縫製、木材加工、電力、建設、ホテル、運輸、保健、スポーツ施設開発	550	50
ルハンシク州		...	1999.2.4	30年	農業、鉱業、食品・農産物加工、繊維・縫製	1,269	17
スミィ州		3,500	2000.1.1	30年	化学、冶金・金属加工、機械、廃棄物処理、電力、建設	95	2.5
ハルキウ州		3.1万	2000.1.1	30年	食品・農産物加工、繊維・縫製、皮革・靴、紙パルプ、印刷、化学、機械、電力、建設、運輸、通信、科学技術、廃棄物処理	1,539	52
チェルニヒウ州		...	2000.1.1	30年	農業、鉱業、食品・農産物加工、繊維、木材加工、紙パルプ、その他の非金属鉱物加工	1,200	15

(出所) ウクライナ経済省ウェブサイト (<http://me.kmu.gov.ua>) に掲載されている情報から作成。

図1 ウクライナの経済特区の配置図



(注) SEZは●で表し、名称に下線を引いて示してある。DPAはその大まかな範囲を楕円で囲み、名称を斜体で示してある。
(出所) 筆者作成。

SEZは、市または地区のレベルに設立される。図1では、SEZは●で示した。それに対し、DPAは、州が設立の主体となり、そのなかの特定の市町村が特区に指定される。対象となっている自治体は具体的には表1に見るとおりだが、対象自治体が設立当初のものから若干入れ替わったケースもあるようなので、表1ではそうした場合には最新の情報に差し替えて示している（その結果、面積が不明になってしまったところがある）。DPAは通常、広域の広がりをもつので、図1でもその大まかな範囲を楕円で示した。ザカルパッチャ州DPAは唯一、州全体が特区となっている。それに対し、ドネツィク州DPAやクリミア自治共和国DPAは、領域こそ広いものの、特区制度の対象となるのはあくまでも特定の自治体であり、州（または自治共和国）全体が特区というわけではない。複雑なことに、DPAのエリア内にSEZがあるというケースもあり、クリミア港SEZ、アゾフSEZ、ドネツィクSEZ、ザカルパッチャSEZがそれに該当する。ちなみに、経済特区は、ウクライナの国土面積の10%強を占めている²。

優遇措置は、特区によってばらつきがあり、かなり個別色の濃い特区制度であった。まず、保税地域である場合と、ない場合とがあった。また、法人税率は、3年間無税というところもあれば、税率20%というところもあった。輸入の際の関税および付加価値税の支払いに関しても、無税のところ、5年間だけ無税のところ、優遇なしのところなど、バラバラであった。土地税や投資税の免除についても、やはり特区によってばらつきがあった³。なお、特区に指定されたエリアに所在している企業がすべて優遇措置の対象になるわけではなく、特区の条件を満たして管理当局と契約を結んだ企業がその対象となるということなので、注意が必要である。

ウクライナの特区は、地域開発を主眼に置いたものとされ、輸出促進という目的は二次的であったと指摘されている（World Bank (2005)）。したがって、設立地の選定にあたっては、失業率が高く所得水準の低い地域を優先するという原則があったようだ。また、ウクライナの特区では、それぞれにおいて奨励される産業セクターが指定されていた（表1）。

2005年3月に特区の優遇策が基本的に廃止され、特区制度はいったん御破算となるわけだが、その時点までにSEZおよびDPAで、742件の投資プロジェクトが承認された。その投資予定総額は76億ドルで、うち外国投資が25億ドルであった⁴。

顕著となった弊害

しかし、時が経つにつれ、ウクライナの経済特区は所期の目的を果たしていないだけでなく、むしろ弊害の方が目立つようになった。特区について指摘されていた問題には、以下のようなものがあった。

第1に、特区が思うような投資促進効果を挙げられず、生産や輸出の拡大にもつながっていないという点である。特区における投資はウクライナ全体の11.5%にすぎなかったとされているし⁵、輸出に至っては4%にすぎなかったというデータがある（World Bank (2005)）。他の地域を犠牲にして優遇制度を設けている割には、特区の貢献度が低いことは歴然であった。

第2に、特区を悪用した課税逃れが横行したことである。そうした行為は、とくに2004年に急増したようだ（OECD (2007), p.86）。たとえば、造船を発展させるはずのミコライウSEZで、無税で鶏肉を輸入し、それを特区外に転売するといったビジネスがまかり通っていたようだ⁶。当のクチマ大統領が、特区のことを「半自由犯罪地区」と称していたほどである⁷。ウクライナに多数設けられた特区のうち、有利な条件を活かして実際に産業振興に成功したところは、ほんの一握りであったと言われている⁸。投資プロジェクトの内容に着目しても、多数存在したプロジェクトのうち、所期の特区構想に合致するものは15件しかなかったという指摘もある⁹。

第3に、特区の費用と効果のバランスが悪すぎたことである。財務省の推計によれば、1997～2005年に優遇措置により失われた税収が105億グリブナであったのに対し、特区のプロジェクトから得られた税収は55億グリブナにすぎず、明らかに税収面では持ち出しとなっていた。それで新産業を創出できるのなら説明もつくが、実際には特区に入居した企業のほとんどが、成熟産業の既存企業だったのである（OECD (2007), p.81）。参考までに、特区創設から2006年11月までに各特区から得られた税収額を、表2に示しておく。

第4に、当時WTO加盟をめざしていたウクライナにとって、特区制度がネックとなっていた。ウクライナの特区制度は、少なくとも3つの点で、WTOの原則に反する疑いがあったと指摘されている（World Bank (2005)）。

こうしたことから、2000年代に入ると、経済特区制度を見直し、効果を挙げていないものについては廃止することが課題となった。実際、晩年のクチマ大統領も問題のある特区を閉鎖しようとしたとされるが、国内産業界の圧力に屈して、成果は挙げられなかったということのようである¹⁰。

表2 特区設立から2006年11月までの各特区からの税収総額

(1,000グリブナ)

特別(自由)経済区(SEZ)	税収額	優先開発地域(DPA)	税収額
ザカルパッチャ	914,941	ドネツィク州	4,250,089
ミコライウ	166,010	ハルキウ州	578,084
ヤヴォリウ	161,843	クリミア自治共和国	501,640
ドネツィク	130,776	ザカルパッチャ州	209,820
アゾフ	70,928	ヴォルィニ州	89,658
クロルトポリス・トルスカヴェツィ	41,550	ジトーミル州	77,973
ポルト・フランコ	19,651	ルハンシク州	22,022
スラヴァーティチ	6,269	スミィ州	14,307
レニ	935	チェルニヒウ州	7,394
クリミア港	0		

(出所) <http://www.kommersant.ua/doc.html?DocID=736369&IssueId=41226> 原出所はウクライナ経済省。

オレンジ革命後の混沌

2004年暮れの「オレンジ革命」により、経済特区をめぐる情勢も一変した。この政変の結果成立したユーシチェンコ大統領とティモシェンコ首相の政権は、上述のとおり多くの矛盾を抱えていた経済特区制度に、メスを入れるべく乗り出すことになる。とりわけ、ティモシェンコ首相が、WTO加盟の早期実現を目標に据えたこともあって、本件の急先鋒となった。

ティモシェンコ内閣は、2005年予算の修正案を最高会議（議会）に提出し、2005年3月25日にこれが最高会議で承認された。そして、この予算修正により、経済特区で適用されていた税制および関税の優遇措置は、撤廃となった。一般には、これをもってウクライナの経済特区は廃止されたと解釈する向きが少なくない。しかし、厳密に言えば、各特区の設立を決めた個別の法律は廃止されたわけではないので、特区そのものは消えてしまったわけではない。「優遇措置は撤廃されたが、特区は存続している」という奇妙な状況が出現したということである。

ティモシェンコ内閣は、オレンジ革命の勢いのままに、投資家と事前に協議をすることもなく、一方的かつ性急に優遇措置を撤廃してしまった。当時ティモシェンコ内閣は、2005年末までのWTO加盟をめざしていたと言われ、そのことが撤廃を急いだ背景にあったと指摘されている¹¹。うがった見方をすれば、ライバルのヤヌコヴィチ氏／地域党の地盤であるドネツィク州に手厚い制度を掘り崩すねらいもあったかもしれない。

特区に進出していた外国投資家のなかには、優遇措置の廃止を不服として、国に補償を求めて裁判所に訴えを起こす動きもあった¹²。政権側でも、ユーシチェンコ大統領は、優遇措置の性急な廃止に異を唱えていた。2005年7月にウィーンのビジネスフォーラムで講演したユーシチェンコ大統領は、確かに不適切な投資プロジェクトが圧倒的に多かったが、どの特区にも誠実な投資家はいたわけで、彼らに迷惑をかける廃止措置は誤りだったと指摘した¹³。ユーシチェンコ大統領は同月、本件を精査するよう、当時のキナフ第一副首相に指示している¹⁴。特区

廃止の急先鋒だったティモシェンコ首相は2005年9月に退陣し、これによって再び潮目が変わった。大統領は2005年10月に内閣に対し、投資家への補償を実施するよう指示し、これを受けて内閣が、輸出向けの生産のために特区に原材料・設備を輸入する際には関税・付加価値税を免除するという措置を立案したとされる¹⁵。

さて、ここから先の経緯は錯綜しており、事実関係の把握はきわめて困難である。筆者が実際にウクライナのSEZに進出した外資企業に取材を行ったところ、次のような情報が得られた。すなわち、確かに2005年3月に税制優遇措置はいったん廃止されたものの、2006年4月に再度法改正が行われ、優遇の一部が復活して現在に至っているとのことである。これを整理すると、表3のようになる。要するに、部材については、関税および付加価値税の免除が、2006年4月に復活したということである。設備については、関税・付加価値税を支払うこととなったが、ただし2006年4月からは輸入時ではなく10日以内に支払えばよく、また付加価値税は後日還付されることとなった。税制優遇措置を復活させる代わりに、その利用条件が厳格化された。

表3 ウクライナのSEZにおける税制優遇措置の変遷（進出した外資企業の実例）

	2005年3月改正前	2005年3月改正後	2006年4月改正
関税（部材）	0%	平均10%	0%
関税（設備）	0%	適用レート	適用レート
付加価値税（部材）	0%	20%	0%
付加価値税（設備）	0%	20%	20%（後日還付）
法人税	16.67%	25%	25%

以上が、実際にSEZに進出した外資企業の実例だが、すべての進出企業がこのような取り扱いになっているかというのは、不明である。というのも、優遇措置は、裁判を通じて、投資家ごとに個別に回復されたという報道も散見されるからである¹⁶。いずれにしても、2006年に優遇措置が部分的に復活したことは、間違いないなさそうだ。

データで見る最新の状況

ここでは、ウクライナ経済省のウェブサイトと、ウクライナ統計国家委員会の統計集に掲載された情報をもとに、経済特区の最新の状況をデータ面から検証してみることにする。

まず、ウクライナ経済省のウェブサイトに掲載されている情報をチェックしてみよう。上述のように、ウクライナで経済特区制度が立ち上げられてから、2005年3月25日に法律が改正されるまで、SEZおよびDPAで承認された投資プロジェクトの総数は742件で、投資予定総額は76億ドルだった（うち外国投資は25億ドル）。その後、2010年1月1日までに、各特区の管理当局によって実施が停止された投資プロジェクトが、509件に及ぶ（うち実施期間の満了に伴うものが221件）。その結果、2010年1月1日現在、まだ効力を保っているプロジェクトは、223件となっている（うち、SEZが124件、DPAが109件）。

表4 2008年現在の各地域の特区内におけるプロジェクト数

	特別(自由)経済区			優先開発地域		
	稼動している 特別(自由)経 済区の数	プロジェクト 数	企業数	稼動している 優先開発地域 の自治体数	プロジェクト 数	企業数
ウクライナ全体	10	132	129	39	173	154
クリミア自治共和国	1	1	1	6	25	26
ヴォルィニ州	0	0	0	1	11	10
ドネツィク州	2	4	4	17	72	57
ジトーミル州	0	0	0	6	16	15
ザカルパッチャ州	1	15	15	1	18	18
キエフ州	1	13	12	0	0	0
ルハンシク州	0	0	0	5	6	5
リヴィウ州	2	83	82	0	0	0
ミコライウ州	1	5	5	0	0	0
オデッサ州	2	11	10	0	0	0
スミイ州	0	0	0	1	2	2
ハルキウ州	0	0	0	1	21	19
チェルニヒウ州	0	0	0	1	2	2

(出所) Derzhkomstat (2009). 以下表7まで同じ。

表5 2008年現在の各特区における投資実施状況

(1,000ドル)

	プロジェクトの 投資予定額 合計	プロジェクト開始 以降、実際に 流入した額	プロジェクト開始 以降、実際に 投資された額
特別(自由)経済区および優先開発地域合計	3,986,777.5	2,927,692.2	2,706,640.4
特別(自由)経済区合計	1,088,417.6	613,355.0	578,692.1
特別経済区「クリミア港」	4,956.6	514.4	507.0
特別経済区「アゾフ」	20,787.8	21,016.9	21,760.9
特別経済区「ドネツィク」	7,000.0	3,467.0	3,467.0
特別経済区「ザカルパッチャ」	258,094.9	201,959.3	170,434.6
特別経済区「スラヴェーティチ」	23,210.6	28,906.5	27,448.6
特別経済区「クロルトポリス・トルスカヴェツィ」	78,232.7	82,795.3	82,161.8
特別経済区「ヤヴォリウ」	214,721.9	169,237.6	168,726.7
特別経済区「ミコライウ」	36,322.1	56,246.7	56,246.7
特別(自由)経済区「ポルト・フランコ」	29,981.6	39,764.8	39,641.1
特別経済区「レニ」	415,109.4	9,446.5	8,297.7

(続く)

(続き)

(1,000ドル)

	プロジェクトの 投資予定額 合計	プロジェクト開始 以降、実際に 流入した額	プロジェクト開始 以降、実際に 投資された額
優先開発地域合計	2,898,359.9	2,314,337.2	2,127,948.3
クリミア自治共和国	291,220.1	286,871.8	286,030.2
ヴェルィカヤルタ市	81,190.8	55,595.9	54,958.2
アルシタ市	14,819.9	12,959.2	12,771.3
ケルチ市	6,032.6	3,298.8	3,298.8
シヴァシ市	161,955.1	212,854.1	212,854.1
スヒドヌィクリウム市	1,756.0	499.3	499.3
フェオドシヤ市	25,465.7	1,664.5	1,648.5
ヴォルィニ州	34,818.1	36,194.7	36,194.7
ノヴォヴォルィンシク市およびジョウトネヴェ村	34,818.1	36,194.7	36,194.7
ドネツィク州	2,145,631.1	1,696,837.6	1,516,611.0
ドネツィク市	1,170,707.1	433,112.4	388,221.6
クラスノアルミシク市	309,618.4	213,698.4	195,907.9
マリウポリ市	239,325.7	481,818.1	456,728.5
クラマトルシク市	51,406.2	37,265.0	37,265.0
ヴォルノヴァハ地区	2,591.5	2,591.5	2,414.4
マキイウカ市	18,988.8	14,573.1	13,399.4
マリインカ地区	64,950.1	95,219.9	95,116.1
ドボロピツリヤ市	3,188.2	2,758.8	2,758.8
アルテミウシク市	61,972.7	233,833.3	157,856.8
スロヴィヤンスク地区	3,504.3	2,851.1	1,004.3
コスチャンティニウカ市	25,309.0	30,269.1	27,452.7
コスチャンティニウカ地区	25,249.0	3,842.4	1,106.5
スロヴィヤンシク市	59,373.3	45,029.5	37,589.1
スニジネ市	3,807.5	2,921.7	2,719.4
スタロベシェヴェ地区	74,654.1	64,654.0	64,654.0
ドルシキウカ市	11,043.1	6,262.5	6,279.7
ハルツィシク市	19,942.0	26,136.8	26,136.8
ジトーミル州	35,073.5	82,971.5	82,971.5
ヴォロダルシク・ヴォルィンシキー地区	15,590.8	17,279.5	17,279.5
ベルディチウ市	8,782.2	20,824.1	20,824.1
コーロステニ市	2,220.0	2,152.5	2,152.5
オレウシク地区	680.2	589.8	589.8
コーロステニ地区	719.3	723.9	723.9
ノヴォフラド・ヴォルィンシキー市	7,081.0	41,401.7	41,401.7
ザカルパッチャ州	212,129.2	80,451.0	77,096.8
ザカルパッチャ州	212,129.2	80,451.0	77,096.8
ルハンシク州	15,402.9	8,109.9	8,109.9
スヴェルドロウシク市	5,246.7	5,273.7	5,273.7
クラスノドン市	1,805.8	664.7	664.7
スタハーニウ市	500.0	506.0	506.0
ブリヤンカ市	2,511.5	0.0	0.0
アントラツィット地区	5,338.9	1,665.5	1,665.5
スムィ州	3,500.0	410.5	410.5
ショストカ市	3,500.0	410.5	410.5
ハルキウ州	157,160.0	108,895.9	106,929.4
ハルキウ市	157,160.0	108,895.9	106,929.4
チェルニヒウ州	3,425.0	13,594.3	13,594.3
リプキ地区	3,425.0	13,594.3	13,594.3

表6 2008年現在のウクライナの特区への主要投資国

(1,000ドル)

	プロジェクトの 投資予定額 合計	プロジェクト開始 以降、実際に 流入した額	構成比 (%)
投資総額	3,986,777.5	2,927,692.2	100.00
ウクライナ国内の投資	2,351,297.9	2,111,814.4	72.13
外国からの投資	1,635,479.6	815,877.8	27.87
1. ドイツ	100,741.1	238,918.9	8.16
2. キプロス	396,529.1	69,971.8	2.39
3. 米国	131,135.4	59,094.1	2.02
4. ポーランド	46,648.6	57,396.4	1.96
5. オランダ	53,579.0	53,875.8	1.84
6. 日本	31,792.0	44,875.6	1.53
7. 欧州復興開発銀行 (EBRD)	59,573.5	44,343.1	1.51
8. 英国	54,437.8	40,476.8	1.38
9. フランス	30,691.1	30,973.4	1.06
10. スイス	23,664.0	24,164.4	0.83
11. 英領バージン諸島	26,087.5	23,864.2	0.82
12. イタリア	40,559.0	23,206.3	0.79
13. ニュージーランド	0.0	19,931.4	0.68
14. 蘭領アンティル	14,300.0	18,070.0	0.62
15. ラトビア	12,000.0	11,750.0	0.40
16. ハンガリー	160,786.9	9,786.1	0.33
17. デンマーク	4,144.8	6,278.4	0.21
18. スペイン	3,030.0	4,237.6	0.14
19. 中国	4,620.0	4,051.6	0.14
20. オーストリア	1,501.5	3,945.3	0.13
21. ロシア	4,058.2	3,758.4	0.13
22. セントビンセントおよびグレナディーン諸島	2,800.0	2,800.0	0.10
23. アラブ首長国連邦	0.0	2,673.9	0.09
24. アイルランド	2,000.0	2,000.0	0.07
25. パナマ	1,000.0	1,838.6	0.06
26. ヨルダン	1,900.0	1,764.9	0.06
27. ウルグアイ	1,663.8	1,663.8	0.06
28. ルクセンブルク	0.0	1,583.5	0.05
29. ルーマニア	1,452.9	1,452.9	0.05
30. ベルギー	0.0	1,422.2	0.05

表7 2008年現在のウクライナの特区による投資受入の産業部門別内訳

(1,000ドル)

	プロジェクトの 投資予定額 合計	プロジェクト開始 以降、実際に 流入した額	構成比 (%)
全産業部門	3,986,777.5	2,927,692.2	100.00
農林水産業	51,528.9	23,708.3	0.81
鉱工業	2,657,696.1	2,465,145.7	84.20
鉱業	488,226.9	320,006.7	10.93
エネルギー資源	436,901.8	278,433.1	9.51
エネルギー資源以外	51,325.1	41,573.6	1.42
製造業	1,528,908.6	2,057,608.2	70.28
食品、飲料、タバコ	146,056.4	120,531.0	4.12
軽工業	10,011.2	9,243.8	0.32
木材加工・同製品	26,108.9	49,575.8	1.69
紙パルプ、出版・印刷	40,174.0	52,742.4	1.80
コークス、石油製品	66,938.0	25,331.7	0.87
化学工業	142,565.7	142,882.9	4.88
ゴム・プラスチック製品	38,911.1	87,297.0	2.98
その他の非金属鉱物製品	125,143.6	277,042.8	9.46
冶金、完成金属製品	405,078.7	742,067.6	25.35
機械・設備	151,212.5	208,847.8	7.13
電気・電子機器、光学機器	170,744.0	195,317.1	6.67
輸送機器	153,966.5	83,629.1	2.86
その他の製造業	51,998.1	63,099.2	2.16
電力・ガス・水の生産と供給	640,560.6	87,530.8	2.99
建設	405,414.0	67,144.9	2.29
商業、自動車・生活用品修理	7,373.0	518.7	0.02
自動車関連	7,373.0	518.7	0.02
ホテル・外食	147,125.5	103,637.5	3.54
運輸・通信	592,720.5	142,345.4	4.86
陸上輸送	42,455.5	20,590.1	0.70
空輸	15,840.0	1,165.7	0.04
追加的運輸サービス、補助的作業	205,117.5	114,240.9	3.90
通信	329,307.5	6,348.7	0.22
不動産業、ビジネスサービス	1,477.8	558.8	0.02
ビジネスサービス	1,477.8	558.8	0.02
保健・社会保障	112,521.7	119,170.8	4.07
公共・個人サービス	10,920.0	5,462.1	0.19

742-509=223という等式が成り立つので、2005年3月25日に法律が改正されて以降は、新規のプロジェクトはまったく承認されていないことが確認できる。

現在存続しているプロジェクトの投資予定総額は27億ドルで、うち外国投資が8億ドルとされている。存続している投資プロジェクトによる事業開始以来の累計の売上高は、418億グリブナとなっている（うち輸出が155億グリブナ）。2009年の売上高は92億6,660万グリブナであった（うち輸出が37億4,040万グリブナ）。参考までに、2009年の年平均為替レートは、1ドル=7.8グリブナである。投資プロジェクト実施の過程で、3.5万人の雇用が新規創出され、2.1万人の既存雇用が維持されたという。

これは2009年12月だけのデータだが、経済特区の投資プロジェクトによる売上高のうち、49.8%がドネツィク州DPA、24.6%がザカルパッチャSEZ、7.6%がジトミル州DPA、6.9%がルハンシク州DPAのプロジェクトによるものである。あくまでも1ヵ月だけのデータながら、これら4つの特区だけで、全体の売上高の9割近くを占めていることになる¹⁷。

次に、経済省のサイトよりは若干古い2008年の状況ながら、より詳細なウクライナ統計国家委員会の統計集（Derzhkomstat（2009））掲載の情報を、表4～7で整理してみる。これらに見るように、2008年現在では305のプロジェクトが実施されていた。これらのプロジェクトの投資予定総額は39.9億ドル、実際に流入した額は29.3億ドル、実際に投資された額は27.1億ドルであった。

表6に見るように、実際に流入した投資のうち、ウクライナの資本が72.1%にも上っている。外国資本は全体の27.9%にすぎず、8億ドル強にとどまっている。ちなみに、同じ時点でウクライナが受け入れていた外国直接投資の受入残高は357億ドルだったから¹⁸、単純計算すれば特区はその2.3%しか占めていないということになる。

このように、ウクライナの特区における外資のプレゼンスは必ずしも大きくないが、表6に見るように、そのなかで日本が外国の投資国として第6位になっていることは特筆されよう。これは、矢崎総業のザカルパッチャSEZでの工場建設によるものである。

産業部門別の投資動向は、表7のとおりである。おおむねウクライナの産業構造を反映したものと言える。

地域党政権で特区はどうなる？

ウクライナでは、2010年1月から2月にかけて大統領選挙が実施され、地域党党首で元首相のヤヌコヴィチ氏がこれに勝利、新大統領に就任した。これを受け、最高会議で連立の組み換えが行われ、3月にはアザロフ氏を首班とする地域党中心の新内閣が発足している（服部、2010）。ウクライナでは過去数年、大統領・内閣・議会の「ねじれ」が生じ、これが政策を麻痺させるということが続いてきたが、今般のヤヌコヴィチ＝アザロフ体制の成立によってそれがひとまず解消された。経済特区に関しても、これまでの法的に混乱した状況に終止符が打たれ、新たな政策的イニシアティブが打ち出されることも考えられる。

ヤヌコヴィチ大統領および地域党は、もともと経済特区を積極的に活用すべきという立場である。ヤヌコヴィチは、2006年8月から2007年12月にかけて首相を務めていた際に、2005年3月に廃止された経済特区の優遇制度を完全に復活させるための法案を準備していたと言われており、それを第一副首相・蔵相として推進していたのがアザロフ現首相だった¹⁹。その頃、ドネツィク州のSEZおよびDPAに所在する複数の企業が裁判で優遇措置の回復を勝ち取り、そ

れら企業による無税の食肉輸入が問題となっており、ドネツィク州を地盤とするヤヌコヴィチ内閣がこれを擁護、ユーシチェンコ大統領がそれを批判するという構図があった²⁰。

ヤヌコヴィチは、2010年大統領選のキャンペーンで、自らが勝利のあかつきにはSEZおよびDPAの活動を復活させると発言し、当選後の2010年3月に改めてその旨を明言したと伝えられている²¹。地域党所属ではないものの、アザロフ内閣に副首相として入閣しキーパーソンとして注目されているチヒプロ氏も、特区の復活・新設に前向きな発言を繰り返している²²。なお、セヴァストポリ市が特区誘致に名乗りを上げたり²³、黒海に浮かぶズミーニー島を特区に指定する計画が立案されるなど²⁴、最近になって新規の特区構想もいくつか浮上している。

このように、地域党政権が成立し、大統領・内閣・議会が基本的に同党の勢力で固められたことで、一見すると、ウクライナの経済特区の全面的な復活が現実味を帯びてきたかのようである。ただし、地域党が責任ある立場に立たされたことで、以前のようにひたすら支持基盤のドネツィク州企業への利益誘導に精を出していればよいという状況ではなくなった。しかも、ウクライナは2008年5月にWTO加盟を実現しており、もはやその原則から逸脱した政策は採りがたい。さらに、以前からIMFはウクライナの経済特区のあり方を問題視していたわけだが、2008年秋以降の経済危機でウクライナがIMF融資への依存を深めているだけに、新政権が税収の低下につながる野放図な特区復活に乗り出すとも考えにくい。EUとの関係においても、同様の力学が働くはずだ。

したがって、期待も込めて展望するならば、ヤヌコヴィチ＝アザロフ体制の下で、再び経済特区制度に重点が置かれることがあるにしても、法制度とその運用を厳格化することにより優遇措置の悪用を防止し、真の地域・産業・輸出振興をめざすような方向性が打ち出されると期待していいのではないだろうか。新政権の手腕が試される。

【参考文献】

- Derzhkomstat (2009) Держкомстат України, «Надходження й освоєння інвестицій у спеціальних (вільних) економічних зонах та на територіях пріоритетного розвитку України за інвестиційними проектами у 2008 році». Київ. (ウクライナ統計国家委員会編『2008年のウクライナの特別(自由)経済区および優先開発地域の投資プロジェクトへの投資の流入と実施』(キエフ、2009年))
- 服部倫卓(2010)「2010年ウクライナ大統領選と新政権」『ロシアNIS経済速報』(3月25日号、No.1491、予定)。
- OECD (2007), *OECD Economic Surveys: Ukraine: Economic Assessment*.
http://www.usubc.org/reports/OECD_Ukraine07.pdf
- Uiboupin, Janek (2006), 'Industrial Clusters and Regional Development in Ukraine: The Implications of Foreign Direct Investments and Trade,' Electronic Publications of Pan-European Institute, No.9.
http://www.tse.fi/FI/yksikot/erillislaitokset/pei/Documents/Julkaisut/Uiboupin_92006.pdf
- World Bank (2005) 'The Debate on Elimination of Free Enterprise Zones in Ukraine,' December 12.
http://siteresources.worldbank.org/INTUKRAINE/147271-1089983407712/20757196/Freezone_sEng.pdf

【注】

- ¹ <http://www.kommersant.ua/doc.html?docId=759584&IssueId=41285>
- ² SEZが0.2%、DPAが10.3%であり、後者の方が面積的には断然広い。なおこれは2006年現在のデータである。http://www.me.gov.ua/control/uk/publish/printable_article?art_id=36988
- ³ 当初設定された特区ごとの優遇措置は、(ウクライナ語のみながら)ウクライナ経済省のウェブサイトに掲載されている。http://www.me.gov.ua/control/uk/publish/printable_article?art_id=36996 ;
http://www.me.gov.ua/control/uk/publish/printable_article?art_id=36999 ただし、これらの優遇措置はすでに基本的に廃止されているので、誤解を招かないよう、本稿では掲載しなかった。
- ⁴ http://www.me.gov.ua/control/uk/publish/printable_article?art_id=36710
- ⁵ <http://www.mediaport.ua/news/ukraine/28774>
- ⁶ <http://delo.ua/biznes/ukraina/kolesnikov-i-ahmetov-vosstanovit-svobodnye-zony-12064/>
- ⁷ http://www.fdimagazine.com/news/fullstory.php/aid/1267/A_question_of_priorities_and_PR.html
- ⁸ ある論者は、ウクライナで古典的な経済特区と呼びうるのは、ザカルパッチャとクリミアのそれだけだと指摘していた。<http://www.day.kiev.ua/290619?idsource=93238&mainlang=rus> クチマ大統領(当時)は、特区のうち利益の挙がっているのは、ヤヴォリウとザカルパッチャだけだと述べていた。
http://www.fdimagazine.com/news/fullstory.php/aid/1267/A_question_of_priorities_and_PR.html 別の評価によれば、特区のうち比較的うまく行っていたのは、ヤヴォリウ、ミコライウ、ドネツィクだったという。
<http://delo.ua/biznes/ukraina/kolesnikov-i-ahmetov-vosstanovit-svobodnye-zony-12064/>
- ⁹ これは、ユーシチェンコ大統領が2005年7月に述べたものである
<http://www.infoukes.com/rfe-ukraine/2005/0714.html>
- ¹⁰ http://www.fdimagazine.com/news/fullstory.php/aid/1267/A_question_of_priorities_and_PR.html
- ¹¹ http://www.fdimagazine.com/news/fullstory.php/aid/1267/A_question_of_priorities_and_PR.html
- ¹² 一例として、<http://www.ua-reporter.com/print/12103>
- ¹³ <http://www.infoukes.com/rfe-ukraine/2005/0714.html>
- ¹⁴ <http://delo.ua/vlast/politika/azarov-vozrozhdaet-zony-9347>
- ¹⁵ <http://www.mediaport.ua/news/ukraine/28774>
- ¹⁶ <http://www.kommersant.ua/doc.html?DocID=743987&IssueId=41244> ;
<http://www.kommersant.ua/doc.html?DocID=762781&IssueId=41293>
- ¹⁷ 以上、2010年1月1日現在の特区に関するデータは、ウクライナ経済省のサイトに掲載された情報にもとづく。http://www.me.gov.ua/control/uk/publish/printable_article?art_id=36710 ただし、このページは毎月更新され、バックナンバーは完備されていないので、2010年1月1日現在のデータはその後閲覧不能になっている。
- ¹⁸ http://www.ukrstat.gov.ua/operativ/operativ2008/zd/ivu/ivu_u/ivu1208.html
- ¹⁹ <http://delo.ua/vlast/politika/azarov-vozrozhdaet-zony-9347> ;
<http://delo.ua/ekonomika/makroekonomika/jucshenko-trebuot-otmeny-lgot-na-vvoz-v-doneckuju-30901>
- ²⁰ <http://delo.ua/ekonomika/makroekonomika/jucshenko-trebuot-otmeny-lgot-na-vvoz-v-doneckuju-30901> ;
<http://www.kommersant.ua/doc.html?DocID=762781&IssueId=41293>
- ²¹ <http://volia.interfax.com.ua/rus/eco/34481/>
- ²² http://www.rbc.ua/rus/newsline/show/s_tigipko_vystupaet_za_sozdanie_svobodnoy_ekonomicheskoy_zony_v_5_10_gorodah_ukrainy__1255602689 ;
http://www.rbc.ua/rus/newsline/show/s_tigipko_vystupaet_za_vozvrashchenie_nalogovyh_i_tamozhennyh_lgot_v_ramkah_sez_26022010
- ²³ <http://www.ucci.org.ua/synopsis/dv/2009/dv0901081.ru.html>
- ²⁴ <http://www.kommersant.ua/doc.html?docId=856007&IssueId=46864>